

修業年限短縮（早期修了）における申請 および研究業績評価方法について

〔平成 15 年 7 月 28 日〕
研究科委員会承認

〔平成 22 年 11 月 15 日〕
改 正

東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程第 2 条第 2 項に定める修了年限短縮（早期修了）によって学位申請をしようとする者の研究業績の評価等については、下記によるものとする。

記

1. 東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程第 2 条第 1 項第 2 号の規定による修了年限短縮（早期修了）による学位申請に係る研究業績の評価については、申請者が、その研究業績として、学位論文の基礎となる学術論文をレフェリー制の確立されている学術雑誌に掲載されたものまたは受理されたものとして 3 編以上（但し、筆頭著者論文に限る。）を有している場合に申請することができる。
2. 「特に優れた研究業績を上げた者」として学位申請をしようとする者は、研究業績評価申請書（別紙様式）に、学位論文要旨、既発表学術論文目録及び学会賞等の受賞実績、既発表論文の別刷又はコピーを添えて、3 月修了を希望する者については、9 月 30 日までに、9 月修了を希望する者については、3 月 31 日までに連合農学研究科長に申請しなければならない。
3. 研究科長は、前項の申請があったときは速やかに研究業績評価委員会を設置する。研究業績評価委員会は、連合農学研究科長が、主指導教員資格を有する者のうちから当該指導教員を除き、原則として当該専攻の各構成大学から各 1 名を選出し、他の専攻から 2 名を選出し、代議委員会の議を経て構成する。委員長は、委員の互選により決定する。
4. 研究業績評価委員会は、申請者の研究業績について評価を行い、審議の上、その結果を連合農学研究科代議委員会に報告する。
5. 連合農学研究科代議委員会は、前項の報告に基づき、委員の 3 分の 2 以上が出席しかつ、4 分の 3 以上の同意をもって「特に優れた研究業績を上げた者」として該当するか否かを議決するものとする。